

1. 議事日程

〔令和5年第3回安芸高田市議会 9月定例会第1日目〕

令和5年9月7日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	認定第1号 令和4年度安芸高田市一般会計決算の認定について
日程第4	認定第2号 令和4年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第5	認定第3号 令和4年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
日程第6	認定第4号 令和4年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について
日程第7	認定第5号 令和4年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
日程第8	認定第6号 令和4年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について
日程第9	認定第7号 令和4年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について
日程第10	認定第8号 令和4年度安芸高田市吉田財産区特別会計決算の認定について
日程第11	認定第9号 令和4年度安芸高田市中馬財産区特別会計決算の認定について
日程第12	認定第10号 令和4年度安芸高田市横田財産区特別会計決算の認定について
日程第13	認定第11号 令和4年度安芸高田市本郷財産区特別会計決算の認定について
日程第14	認定第12号 令和4年度安芸高田市北財産区特別会計決算の認定について
日程第15	認定第13号 令和4年度安芸高田市来原財産区特別会計決算の認定について
日程第16	認定第14号 令和4年度安芸高田市船佐財産区特別会計決算の認定について
日程第17	認定第15号 令和4年度安芸高田市川根財産区特別会計決算の認定について
日程第18	認定第16号 令和3年度安芸高田市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第19	認定第17号 令和4年度安芸高田市水道事業会計決算の認定
日程第20	諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるることについて
日程第21	諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるることについて
日程第22	承認第7号 専決処分した事件の承認について 令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）
日程第23	議案第63号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第24	議案第66号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例
日程第25	議案第64号 健康あきたかた21計画策定委員会設置条例

【速報版】

- 日程第26 議案第65号 安芸高田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第67号 令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第28 議案第68号 令和5年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第69号 令和5年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第70号 令和5年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第71号 令和5年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第72号 令和5年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第33 発議第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	南澤克彦	2番	田邊介三
3番	山本数博	4番	武岡隆文
5番	新田和明	6番	芦田宏治
7番	山根温子	8番	先川和幸
9番	石飛慶久	10番	山本優
11番	熊高昌三	12番	宍戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	金行哲昭
15番	児玉史則	16番	大下正幸

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

13番 秋田雅朝 14番 金行哲昭

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	石丸伸二	副市長	米村公男
教諭長	永井初男	危機管理監	松崎博幸
総務部長	高藤誠	企画部長	高下正晴
市民部長	内藤道也	福祉保健部長兼福祉事務所長	中村慎吾
産業部長	森岡雅昭	建設部長	河野恵
消防部長	近藤修二	教育次長	柳川知昭
教育参事官	和田治子	総務課長	新谷洋子
財政課長	沖田伸二	政策企画課長	佐々木満朗

【速報版】

代表監査委員 木原張登 監査委員事務局長 国司秀信
会計管理者 森岡和子

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長 毛利幹夫 事務局次長 藤井伸樹
総務係長 日野貴恵 主任主事 實村峻

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開会

- 大下議長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は16名であります。  
定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回安芸高田市議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。  
毛利事務局長。  
○毛利事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、市長並びに教育長、代表監査委員より、本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。  
第2点、市長より、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての報告がありました。  
第3点、市長より、議会の委任による専決処分事項について、1件の報告がありました。  
第4点、市長より令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）に係る専決処分の不承認に伴う措置についての報告がありました。  
第5点、市長より安芸高田市が資本金の2分の1以上を出資している法人の経営状況説明書について、1件の報告がありました。  
第6点、監査委員より令和5年6月分及び7月分の例月出納検査の報告がありました。  
第7点、閉会中の議員派遣結果について報告いたします。  
それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

- 大下議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 大下議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、13番秋田議員、及び14番 金行議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

- 大下議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。  
山本議会運営委員長。

## 【速報版】

○山本議会運営委員長

令和5年第3回定例会の運営につきまして、去る8月7日、及び8月28日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので、報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から9月28日までの22日間といたしました。

議事の都合により、9月8日から11日、9月15日から27日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、認定17件、諮問2件、承認1件、議案10件、発議1件でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、認定第1号から第17号までの17件につきましては、提案理由説明の後、監査報告、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託いたします。

また、議案第67号から第72号までの6件につきましても、提案理由説明の後、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託することといたしました。

次に、議案第63号及び第66号の2件は、総務文教常任委員会へ、議案第64号及び第65号の2件は、産業厚生常任委員会へ、それぞれ付託することといたしました。

諮問2件、承認1件、発議1件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

次に一般質問の取扱いについては、9名からの通告でありましたので、通告順に、9月12日を5名、9月13日を4名といたします。

以上、報告を終わります。

○大下議長

お諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は22日間とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大下議長

異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

- | | | |
|------|-------|--|
| 日程第3 | 認定第1号 | 令和4年度安芸高田市一般会計決算の認定について |
| 日程第4 | 認定第2号 | 令和4年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について |
| 日程第5 | 認定第3号 | 令和4年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について |
| 日程第6 | 認定第4号 | 令和4年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について |
| 日程第7 | 認定第5号 | 令和4年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第6号 | 令和4年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第9 | 認定第7号 | 令和4年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について |

日程第10 認定第8号 令和4年度安芸高田市吉田財産区特別会計決算の認定について
日程第11 認定第9号 令和4年度安芸高田市中馬財産区特別会計決算の認定について
日程第12 認定第10号 令和4年度安芸高田市横田財産区特別会計決算の認定について
日程第13 認定第11号 令和4年度安芸高田市本郷財産区特別会計決算の認定について
日程第14 認定第12号 令和4年度安芸高田市北財産区特別会計決算の認定について
日程第15 認定第13号 令和4年度安芸高田市来原財産区特別会計決算の認定について
日程第16 認定第14号 令和4年度安芸高田市船佐財産区特別会計決算の認定について
日程第17 認定第15号 令和4年度安芸高田市川根財産区特別会計決算の認定について
日程第18 認定第16号 令和3年度安芸高田市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

日程第19 認定第17号 令和4年度安芸高田市水道事業会計決算の認定について

○大 下 議 長　　日程第3、認定第1号「令和4年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から、日程第19、認定第17号「令和4年度安芸高田市水道事業会計決算の認定について」の件までの17件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長　　認定第1号から第17号は、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、令和4年度安芸高田市一般会計等の決算の認定を求めるものです。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○大 下 議 長　　これをもって提案理由の説明を終わります。

次に、監査委員から本17件に関する審査意見の報告を求めます。

木原代表監査委員。

○木原代表監査委員　　令和4年度安芸高田市各会計下水道事業及び水道事業の決算審査、並びに決算に基づく健全化判断比率等の審査を秋田監査委員と実施して、合議に達しましたので、お手元の意見書で概要を御説明いたします。

最初に各会計歳入歳出決算審査の意見です。

表紙から5枚目の1ページが審査の概要、2ページ目からが審査の結果です。

審査に付された各会計歳入歳出決算書、及び附属書類が関係法令に準拠して作成されているかを確認し、計数の正確性を検証するとともに、例月現金出納検査の結果を踏まえ、関係職員の説明を求めるなどして実施しました。

審査の結果、決算書類は関係法令に準拠して適正に作成されており、その計数は正確であることを認めました。また予算の執行はおおむね適正であることを認めました。

以下、前年度と比較して決算の分析をしていますので、詳細は御一覧ください。

55ページからがむすびになっております。

決算の状況は、一般会計特別会計を合わせた総額では、形式収支及び実質収支はいずれも黒字で、単年度収支は赤字となっています。これは基本的には赤字なんですけれども、前年度からの繰越金などで黒字になっているということです。また、市債の借入残高は240億9,814万4,000円と、前年度より6.9%減少しました。

滞納金は、4億3,593万円と、前年度より18.1%減少しています。

普通会計の財政構造を見ると、公共団体の行政サービスを市税などで自力で賄えるかどうかを示す財政力指数ですが、当市の財政力指数は0.325で、前年度より0.008ポイント改善しました。

経常収支比率は94.4%で前年度より5.8ポイント悪化し、依然として財政の弾力性に乏しいと言えます。

意見として、一般会計を4項目を抽出し、特別会計はそれぞれの会計ごとに述べております。

税収が設備投資と思われる償却資産の増加で增收となっていること、災害復旧が順調に行われていること、農業委員会ではICTを活用した耕作放棄地の調査が行われていること、歴史民俗資料館の直営化により、経営の安定化が見込まれることなどを挙げております。

また、特別会計においては、本来は独立採算が原則だと思われますが、一般会計等と相互で繰入れを行っている場合もあり、完全に独立しているわけではありません。このため、特別会計についても意見を申し上げています。

農業集落排水事業特別会計、浄化槽整備事業特別会計は、令和6年度から公営企業会計に移行すると聞いております。後で公営企業決算監査でも述べますけれども、配管や施設の劣化が大きく経営を揺るがすこともありますので、従前の経営計画をもって当たっていただきたいと考えます。

当市には財産区特別会計というのが点在しております。昭和期の町村合併で、財産区の所有となった山林が、以前は利益を生んでいたのでしょうか、現在は現状維持も難しい状態に置かれているものもあります。今後の方針を検討する必要があると考えます。

市では人口減少を視野に入れた都市計画マスターplanを作つておられます。今後、この中核と地域を結ぶ効率的な交通ネットワークを肉づけして、地域での共助を前提として、市民生活が成り立つような社会の実現をお願いしたいと求めております。

次に、下水道事業決算審査の意見です。

表紙から3枚目の1ページが審査の概要及び結果です。

審査に付された決算及び附属書類について、計数の正確性を検証とともに、関係法令に準拠して作成され、経営成績及び財政状況を適正に表示しているかどうかを審査するため、関係職員の説明を求めるとともに、総勘定元帳、その他の会計帳票及び関係書類等の照合、通常実施

すべき審査手順を実施実施いたしました。

審査の結果、それぞれ関係法令に準拠して適正に作成されており、その計数は正確で、当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状況を明瞭に表示しているものと認められました。

以下は前年度と比較して分析しておりますので、詳細は御覧ください。
16ページからがむすびとなっております。

当年度の経営成績は3,601万8,114円の純利益となり、またキャッシュフロー計算書で見ると、営業活動によって投資活動及び財務活動を行うことができています。

下水道は市民生活と経済活動に不可欠なインフラですが、施設の老朽化、修繕等ランニングコストの増加などについて、使用者の理解と協力を得ながら収支構造の改善に取り組まれることを期待します。

続いて、水道事業決算監査の意見です。

表紙から4枚目の1ページが審査の概要及び結果です。

審査に付された決算及び附属書類について、計数の正確性を検証するとともに関係法令に準拠して作成され、経営成績及び財政状況を適正に表示しているかどうかを審査するため、関係職員の説明を求めるとともに、総勘定元帳、その他の関係帳票及び関係証書等の照合と通常実施すべき審査手続を実施しました。

審査の結果、それぞれ関係法令に準拠して適正に作成されており、その計数は正確で、当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状況を明瞭に表示しているものと認められました。

以下は前年度と比較して分析しておりますので、詳細は御覧ください。
20ページがむすびとなっております。

当年度の経営成績は、1,752万4,000円の純利益となりましたが、主要な利益指標である各収支比率を見ると、営業収支比率以外は前年度を下回っています。

キャッシュフロー計算書を見ると、営業活動によって投資活動及び財務活動を行うことができています。

また、企業の支払能力を示す流動比率や当座比率はどちらも100%上回っており、短期債務の支払いに懸念はないと考えられます。

今年度から広島県広域水道企業団に加入されましたが、足元の課題、施設の劣化などの対応は従来どおり地域で行われるようですが、広域化によるメリットを生かした適切な運営を望みます。

最後に、健全化判断比率等審査の意見です。

表紙から3枚目の1ページ、2ページが審査の概要及び結果です。

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令等に準拠して作成されているかを確認し、計数の正確性を検証するとともに、関係職員の説明を求め、審査を実施しました。

審査の結果、健全化判断比率及び資金不足比率はそれぞれ関係法令に

準拠して適正に作成され、その計数は正確であることを認めました。

また、いずれの指標も早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っておりません。

今後とも財政の健全化に留意しながら、財政運営に努めていただきたいと思います。

以上、決算審査の概要とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○大下議長 以上で審査意見の報告を終わります。

これより、本案17件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大下議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本17件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して、審査することにいたします。

ここで説明員交代のため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時18分 休憩

午前10時19分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第20 諒問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

日程第21 諒問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

○大下議長 日程第20、諒問第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて」の件、及び日程第21、諒問第5号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて」の件の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 諒問第4号は、令和5年12月31日で任期満了となる大下典子さんを引き続き推薦したいとするものです。

続いて、第5号は人権擁護委員に欠員が生じたため、新たに平野良生さんを推薦したいとするものです。人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めます。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○大下議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

この件に関しましては、質疑、討論及び委員会付託を省略したいと思

いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大下議長 異議なしと認め、質疑、討論及び委員会付託を省略いたします。

これより、本案2件を個別に採決いたします。

諮問第4号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○大下議長 異議なしと認めます。よって、本件は、これに同意することに決定いたしました。

続いて、諮問第5号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて」の件はこれに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○大下議長 異議なしと認めます。よって、本件は、これに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第22 承認第7号 専決処分した事件の承認について

令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）

○大下議長 日程第22、承認第7号「専決処分した事件の承認について」、「令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 本件は、7月9日の大雨災害に係る災害復旧費用を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加したものです。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年7月18日付で専決処分をしましたので承認を求めます。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○大下議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 それでは、専決処分した「令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）」の要点の説明をします。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,600万円を追加し、予算の総額を206億6,305万3,000円としたものです。

これは7月9日の大雨災害による農業用施設及び公共土木施設に関わる災害復旧に要する経費を追加したもので、緊急を要したことから7月18日付で専決処分いたしました。

12ページ、13ページをお開きください。

歳入ですが、19款の繰入金は財政調整基金繰入金を950万円増額しました。

22款の市債は災害復旧債を1億1,650万円増額しました。
ここで6ページにお戻りいただき、地方債の補正です。
先ほど説明しました災害復旧債を増額して補正後の限度額を1億4,890万円としたものです。

続いて15ページをお開きください。歳出でございます。

説明欄の農業用施設災害復旧費500万円は、調査設計委託料300万円、災害復旧工事費を200万円増額したものです。

続いて、土木施設災害復旧費1億2,100万円は、調査設計委託料3,600万円、災害復旧工事費を8,500万円増額したものです。

以上で、要点の説明を終わります。

○大下議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大下議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大下議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより、討論に入ります。
討論はありませんか。

(討論なし)

○大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第7号「専決処分した事件の承認について」令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○大下議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議案第63号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第24 議案第66号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例

○大下議長 日程第23、議案第63号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件、及び日程第24、議案第66号「安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例」の件の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 議案第63号は、健康あきたかた21計画策定委員会設置条例の制定に伴い、第2条の別表区分に追加を行うものです。

議案第66号は「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○大 下 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大 下 議 長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本件2件につきましては、お手元の付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第25 議案第64号 健康あきたかた21計画策定委員会設置条例

日程第26 議案第65号 安芸高田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
の一部を改正する条例

○大 下 議 長 日程第25、議案第64号「健康あきたかた21計画策定委員会設置条例」の件、及び日程第26、議案第65号「安芸高田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」の件の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 議案第64号は地方自治法第138条の4第3項に基づき、健康あきたかた21計画策定委員会設置条例を制定する者です。

議案第65号は「受益者負担の適正化」の考えに基づき、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬及び処理に係る手数料について改正するものです。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○大 下 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大 下 議 長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案2件につきましては、お手元の付託表のとおり、産業厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第27 議案第67号 令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第5

- 号)
- 日程第28 議案第68号 令和5年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第29 議案第69号 令和5年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第30 議案第70号 令和5年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第31 議案第71号 令和5年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第32 議案第72号 令和5年度安芸高田市下水道事業会計補正予算(第1号)

○大下議長　　日程第27、議案第67号「令和5年度安芸高田市一般会計補正予算(第5号)」の件から、日程第32、議案第72号「令和5年度安芸高田市下水道事業会計補正予算(第1号)」の件までの6件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長　　議案第67号は、7月9日の大雨災害に係る災害復旧費用の増額や人事異動に伴う人件費の減額等を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

以下同様に、第68号は、執行見込に伴う療養費の増額等を、第69号は令和4年度交付金の精算に伴う償還金の増額等を、第70号は施設機器の維持修繕に係る経費等を、第71号は人事異動に伴う人件費の減額等を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

第72号は予算第3条に定めた収益的収入及び支出の収入について、営業外収益を増額し、支出について営業費用及び営業外費用を増額するものです。

また、予算第4条に定めた資本的収支及び支出の収入及び支出についてそれぞれ増額するものです。

御審議のほど、よろしくお願いします

○大下議長　　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本案6件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大下議長　　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案6件につきましては、お手元の付託表のとおり予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第33　　発議第7号　地方財政の充実・強化を求める意見書について

○大 下 議 長 日程第33、発議第7号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

12番 宍戸議員。

○宍 戸 議 員 それでは、発議第7号、地方財政の充実、強化を求める意見書につきまして、提案理由を申し上げます。

地方自治体は子育て支援、医療、介護などの社会保障、災害対策、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、防災減災事業の実施、加えて新型コロナウイルス感染症防止対策と新たな政策課題に直面しています。今後、さらに地方財政の確立を目指すことがますます重要となっております。

安芸高田市におきましても、少子高齢化、人口減少が急激に進み、このまま続けば市税の減少、普通交付税の配分が減り、財政的に非常に厳しい状況が続くものと予想されます。

これから市民の皆さんニーズに応えるために、私たちは安定した財源確保に向け、最大限の努力をする必要があります。このため、来年度、令和6年度の地方財政予算全体の安定確保に向け、政府に対して地方財政の充実強化を求め、意見書を提出するものでございます。

よろしくお願ひいたします。

○大 下 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

2番 田邊議員。

○田 邊 議 員 意見書について、提案理由の説明の中であるかなと思っていたのですけれども、2点ほど伺います。

4番の新型コロナウイルス感染症対策の部分で、5類移行後にワクチン接種体制や保健所も含めた医療体制について、自治体での混乱が生じることのないよう十分な財政措置や、よりということが書かれているのですけれども、現在、ワクチンの接種率が下がっている中で十分な財政措置が必要なのかなという疑問があるのですが、これは要するに2類のときのままの体制の財政措置という意味なのか、その部分を5類に移行しても、どういう状況の財政措置なのかが分からないので、ここの説明をお願いします。

次に9番です。森林環境譲与税についての部分ですけれども、より森林需要を見込める自治体へと書かれておりますが、安芸高田市は山が多いですけれども、人工林は3割、27%ぐらいということですが、ここにある森林需要を見込める自治体に該当するというお考えなのか、お聞かせください。

そこで、その下、人工林の配分を3割とする現行の譲与基準を見直すことあるんですけれども、基準をどのように見直すことを望んでおられるのかを教えてください。以上です。

- 大下議長 答弁を求めます。
- 12番 宮戸議員。 まず、4番の質疑でございますけれども、今年の5月20日から5類感染症に変更になっております。例えばワクチン接種について、これからどうなるか分かりませんが、自己負担となれば接種控えが起こる可能性もあります。緊急対応となっていたワクチン接種が通常の定期的な接種となる場合には、自治体や医療機関における新たな準備も必要になってくると考えられます。
- そういう面で、自治体として財政、または体制面での様々な対応が求められてくるのではないかと考えております。そういう対応を国としてしっかりしていただきたい。これが4番目です。
- それから、森林譲与税の件でございますけれども、これにつきましては、現在、国の譲与基準が私有林人口面積5割、それから林業就業者2割、人口割3割ということになっております。
- これは人口の多い、例えば横浜とか大阪とか大都市への譲与額が大きくなってきております。そういう中で、大都市においては林業部に移管する部署がない可能性もあることなどから、まず人口が少なくても森林面積が多いとか、そういうことで人口割というものを、どの程度というのははっきり申し上げられませんが、国として人口基準というのを3割を地方公共団体の人口等に勘案しながら、実際の譲与額を増額させるべきではないか、そういうことを検討していただきたい、こういうことでございます。
- 大下議長 ほかに質疑はありませんか。
- 2番 田邊議員。 すみません。先ほどの答弁、非常によく分かったのですけど、1点、森林需要を見込める自治体の部分、安芸高田市は人工林が27%という部分で、その中でそういう状況であっても森林需要を見込める自治体であるという考え方なのかどうかの答弁をお願いします。
- 大下議長 答弁を求めます。
- 12番 宮戸議員。 私はそう考えております。
- 大下議長 ほかに質疑はありませんか。
- (質疑なし)
- 大下議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
- これより討論に入ります。
- 討論はありませんか。
- (討論なし)
- 大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
- これより、発議第7号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多數〕

○大 下 議 長 起立多數であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は9月12日午前10時に再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時42分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員